

同意書

1. 個人情報の利用目的

今帰仁村長（以下、「村長」）は、同意者の個人情報を申請児童に係る支給認定証の交付、入所調整、保育料の決定・徴収事務等のため、申請者及び同一世帯員の個人情報を次の方法により確認し提供を求めることがあります。

※子ども・子育て支援法（参考）

第 12 条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子供のための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

第 16 条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときには、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する扶養義務者をいう。附則第 6 条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提出を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2. 個人情報の収集方法

- (1)住民基本台帳の閲覧・複写
- (2)住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3)児童扶養手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の閲覧・複写
- (4)生活保護受給に関する情報、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報の閲覧・複写
- (5)保護者又は扶養義務者の雇い主、銀行、信託会社その他の関係人への聴取・資料提供依頼
- (6)世帯状況、課税状況等に関して、他市町村に対しての状況照会

3. 個人情報の第三者提供

村長は次の場合に限り、入所児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報について、次の場合に限り、関係機関等第三者へ情報提供することができることとする。

(1)特に必要があると認められる場合に限り、教育・保育施設への次の個人情報の提供

- ①氏名、生年月日、連絡先などの支給認定申請書・利用申込書及び添付資料等に記載された個人情報
- ②保育料に関すること。

(2)児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を認められた場合

(3)児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整をすることが必要と認められた場合

(4)その他、村長が必要と認める場合

4. 支給認定申請・利用申込について

(1)認定申請に当たって、4 月入所の場合は認定事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから、認定証の交付は利用調整の結果とともに 2 月下旬頃に通知いたします。

(2)申請内容や添付書類（雇用証明等）に虚偽がある場合は、利用認定取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第 12 条に基づき徴収します。

今帰仁村長あて

上記のとおり取り扱うことに同意します。

確認・同意年月日 令和 年 月 日

保護者氏名 (署名)	続柄 ()									
個人番号 (マイナンバー)										

保護者氏名 (署名)	続柄 ()									
個人番号 (マイナンバー)										

児童氏名	